

職員の健康診断受診率

【指標の説明】

労働安全衛生法第66条において労働者への健康診断の実施が事業主の義務とされており、当院では院内で実施する定期健康診断または指定の健診機関での人間ドックを受診することとしています。

医療従事者は、率先して健康管理を行い予防医療に取り組むことが大切であり、本指標は予防医療に対する職員の意識の高さを表すものです。

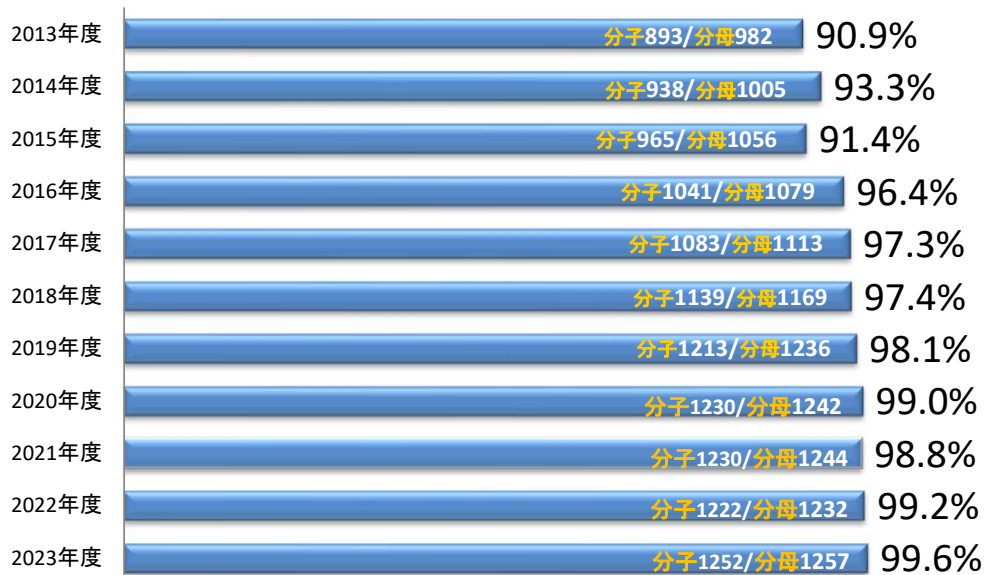
当院では2016年度から、職員の健康管理や衛生管理の業務に専従する保健師を採用しています。

その成果が、健康診断受診率やインフルエンザワクチン接種率にも表れています。

【定義】

分子 分母のうち、定期健康診断及び人間ドック受診者

分母 在籍職員数(非常勤職員を含む。ボランティア及び委託職員は除く。)



当指標は 他施設との比較データはなく、当院の時系列データのみです。